



かかりつけ歯医者さんを見つけましょう

歯周病検診が始まります



歯周病は、気づかないうちに徐々に進行していくことから「沈黙の病気」とも言われ、成人期以降に歯を失う一番の原因となっています。この機会に受診しませんか。

◆歯周病とは？

歯周病は、歯と歯ぐきの境目に歯垢（プラーク）がたまり、その中にいる細菌によって歯ぐきや歯を支える骨などに炎症を起こす病気です。

初期の段階では、症状はほとんどありません。しかし、治療をせずに放置してしまうと、歯がぐらぐらし、噛みにくくなると歯が抜け落ちてしまいます。抜けてしまった歯は生え変わることはありません。

歯周病は年齢が高い人だけでなく、若い人にも発症するリスクがあります。

昨年度の市の歯周病検診結果では、2人に1人が「要検査・要治療」と判定され、治療などにつながりました。

歯周病やむし歯の予防が健康をつくれます。



◆歯周病が全身の病気につながる！

歯周病の原因菌や歯周病の進行による歯の喪失は、左記の病気に関係があると言われています。

- ・糖尿病
- ・脳卒中
- ・心疾患
- ・認知症
- ・誤嚥性肺炎

対象／令和7年度中に20・30・40・50・60・70歳に達する人

※対象者には6月中に受診券（はがき）を送付します。

とき／7月1日～12月31日

持ち物／①受診券（はがき）、②自己負担金、③マイナ保険証（マイナンバーカード、資格確認書または被保険者証など）



▲受診券

※生活保護受給者は生活保護休日・夜間等受診証。

自己負担金／800円

※生活保護受給者は無料。

申込み／電話で、受診券に記載されている歯科医院へ

問合せ

健康政策課

☎(64)8992 FAX(64)7172

E ho-kenkou@div.city.fuji.shizuoka.jp



▲詳しくはこちら



65歳以上で運転免許を自主返納された皆さんへ

公共交通用回数券を交付します

市では、令和3年度以降に65歳以上で、運転免許を自主返納または失効された人を対象に「免許証返納者用富士市内公共交通共通回数券」を最大5年度の間の交付します。

◆「免許証返納者用富士市内公共交通共通回数券」とは？

運転免許を自主返納または、失効した年度から5年度間交付を受けることができます。1年度に5000円分の回数券です。

◆市内公共交通機関で利用できます

- ・市内コミュニティ交通（しおかぜなど）
- ・路線バス（富士急静岡バス・山梨交通）
- ・岳南電車
- ・タクシー（県タクシー協会に加盟している市内のタクシー会社）

◆申請方法は？

対象／申請時に市内在住で、令和3年4月1日以降に、①②のどちらかをした人

①運転免許を自主返納した

②運転免許が失効した

※免許返納日、失効日において満65歳以上である人が対象です。

持ち物／

①に該当する人：免許証の自主返納時にもらえる取消通知書

②に該当する人：有効期限が切れた運転免許証など、失効日を証明するもの

※別世帯の代理人が申請する場合は、

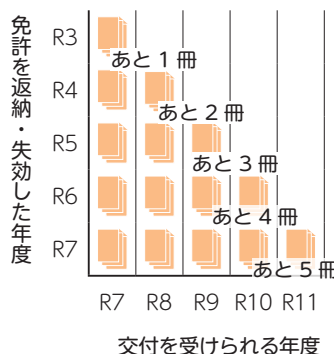
- ①委任状、②対象者の認印、③代理人の身分証明書が必要です。

申請場所／市民安全課（即日交付）または地区まちづくりセンター（後日郵送）

※申請は初回のみです。

2冊目以降は、初回の申請に基づき毎年度5月頃に1冊ずつ郵送します。

免許返納・失効の年度と交付を受けられる回数券の冊数



！ ご注意ください

回数券の使用期限は、発行年度の翌年度3月末です（令和6年度以前発行の使用期限は、令和8年3月31日）。

問合せ

市民安全課（市役所3階）

☎(55)2831 FAX(51)0367

E si-shiminanzen@div.city.fuji.shizuoka.jp



▲詳しくはこちら